明書等の送信を受けている申請書（その者の障害者等確認書類の写しを添付したものに限る。）」を、「の書類の」の下に「同条第五項に規定する」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十条第五項に規定する政令で定めるところにより行う署名用電子証明書等の送信は、本人確認書類の提示に代えて行う当該署名用電子証明書等の送信とする。

第四十三条第一項中「確認書類を提示しなければ」を「本人確認書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に、「書類に記載された」を「本人確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改める。

第四十七条第二項中「を提示しなければ」を「の同項に規定する提示をしなければ」に改め、同条第三項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第三項」に、「範囲」を「範囲等」に改める。

第四十八条第五項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第三項」に、「範囲」を「範囲等」に、「書類を」を「障害者等確認書類、本人確認書類及び署名用電子証明書等を」に改める。

第五十五条第二項第三号中「分配」の下に「、金銭の分配」を加え、同項第七号中「第百六十一条第一号の二から第三号まで及び第六号から第十二号まで」を「第百六十一条第一項第四号から第七号まで及び第十号から第十六号まで」に、「同条第四号ロ」を「同項第八号ロ」に改める。

第六十一条第一項第九号中「第八十六号」の下に「第百八十二条の四第一項（反対株主の株式買取請求）（資産の流動化に関する法律第三十八条（特定出資についての会社法の準用）又は第五十条第一項（優先出資についての会社法の準用）において準用する場合を含む。）」を加え、「同法」を「会社法」に改め、同条第二項第一号中「発行済株式（」の下に「投資法人（」を、「規定する投資法人」の下に「をいう。第四号において同じ。）」を、「この号」の下に「及び第四号」を、「自己の株式」の下に「、投資口」を加え、「第四号イ」を「第五号イ」に改め、同項第二号イ中「規定する利益積立金額」の下に「（第四号イにおいて「利益積立金額」という。）」を加え、同項第三号中「分配　当該資本の払戻し又は当該解散による残余財産の分配（以下この号において「払戻し等」という。）」を「分配（次号に掲げるものを除く。以下この号において「払戻し等」という。）　当該払戻し等」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第二十四条第一項（配当所得）に規定する出資等減少分配（以下この号において「出資等減少分配」という。）　当該出資等減少分配を行った投資法人の当該出資等減少分配の直前の分配対応資本金額（当該直前の資本金等の額（以下この号において「直前資本金額」という。）にイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合（直前資本金額が零以下である場合には零と、直前資本金額が零を超え、かつ、イに掲げる金額が零以下である場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額をいう。）を当該投資法人の発行済みの投資口（その有する自己の投資口を除く。）の総数で除して計算した金額に法第二十五条第一項に規定する株主等が当該直前に有していた当該投資法人の投資口の数を乗じて計算した金額

イ　当該投資法人の当該出資等減少分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時の当該投資法人の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額（当該終了の時から当該出資等減少分配の直前の時までの間に資本金等の額又は利益積立金額（法人税法施行令第九条第一項第一号に掲げる金額を除く。）が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額）

ロ　当該出資等減少分配による出資総額等の減少額として財務省令で定める金額（当該金額がイに掲げる金額を超える場合には、イに掲げる金額）

第七十九条第一項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第一号中「又は地役権の設定である場合」の下に「（第三号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　当該設定が施設又は工作物（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第十六条（使用の認可の要件）の規定により使用の認可を受けた事業（以下この号において「認可事業」という。）と一体的に施行される事業として当該認可事業に係る同法第十四条第二項第二号（使用認可申請書）の事業計画書に記載されたものにより設置されるもののうち財務省令で定めるものに限る。）の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権の設定である場合　その土地（借地権者にあつては、借地権）の価額の二分の一に相当する金額に、その土地（借地権者にあつては、借地権に係る土地）における地表から同法第二条第一項各号（定義）に掲げる深さのうちいずれか深い方の深さ（以下この号において「大深度」という。）までの距離のうちに当該借地権の設定される範囲のうち最も浅い部分の深さから当該大深度（当該借地権の設定される範囲より深い地下であつて当該大深度よりも浅い地下において既に地下について上下の範囲を定めた他の借地権が設定されている場合には、当該他の借地権の範囲のうち最も浅い部分の深さ）までの距離の占める割合を乗じて計算した金額

第八十九条第二号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同条第三号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の」に改める。

第九十七条第一項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項に次の二号を加える。

三　事業所得を生ずべき事業を行う居住者が納付した法第百三十七条の二第十二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に係る利子税）の規定による利子税の額に、その利子税の基礎となつた法第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出の日の属する年分の当該国外転出をした居住者の所得税に係るイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額

イ　法第六十条の二第一項から第三項までの規定により行われたものとみなされた有価証券等（同条第一項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額、未決済信用取引等（同条第二項に規定する未決済